

令和8年度 東条川二期農業水利事業
曾根サイホン仮設道路設置工事

特 別 仕 様 書

近畿農政局
東条川二期農業水利事業所

項 目	内 容	摘 要
第1章 総則	<p>令和8年度 東条川二期農業水利事業曾根サイホン仮設道路設置工事（以下「本工事」という。）の施工にあたっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局土木工事共通事項書（令和8年4月）」 （URL:https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html）（以下「共通事項書」という。）に基づいて実施する。 共通仕様書及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p>	
第2章 工事内容	<p>1 目的 本工事は、国営東条川二期土地改良事業計画に基づき、曾根サイホン改修に伴う仮設道路を整備するものである。</p> <p>2 工事場所 兵庫県加東市松沢、小野市曾根地内他</p> <p>3 工事概要 本工事の概要は次のとおりである。 仮設道路造成 1式 施工ヤード造成 1式</p> <p>4 工事数量 別紙「工事数量表」のとおりである。</p> <p>5 工期 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。 なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 工 期：令和8年6月9日から令和8年10月6日まで （余裕期間：契約締結の日から令和8年6月8日まで） ※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。 なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。 また、工事実績情報システム（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。</p>	
第3章 施工条件	<p>1 工事期間中の休業日 工事期間中の休業日として、雨天・休日等12日（月平均）を見込んでいる。 なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇を含んでいる。</p> <p>2 工程制限 東条川左岸施工範囲は、令和8年8月31日までに完成させるものとする。また、東条川右岸施工範囲は、令和8年9月30日までに完成させるものとする。 なお、詳細な期間は、監督職員と打合わせるものとする。</p> <p>3 部分使用 本工事は、工事引渡し前に工事請負契約書第34条により、次について部分使用する場合がある。</p>	

項目	内 容	摘 要																								
第4章 現場条件 1 土質 2 関連工事 3 第三者に対する措置 (1) 騒音、振動対策 (2) 境界対策 (3) 営農対策 (4) 現場内への立入制限等 (5) 保安対策	(1) 使用部分範囲：東条川左岸施工範囲 目 的：関連工事で使用予定のため 部分使用期間：令和8年9月1日～工事引渡しまで (2) 部分使用範囲：東条川右岸施工範囲 目 的：関連工事で使用予定のため 部分使用期間：令和8年10月1日～工事引渡しまで																									
	本工事の施工場所の土質は、粘性土、砂質土を想定している。																									
	本工事に関連する工事として、次に示す工事が予定されているので、監督職員を通じ、関連工事の責任者と十分連絡・協議し、工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工 事 名</th> <th>工 期</th> <th>調整事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>曾根サイホン建設その1工事(仮称)</td> <td>R8.8～R9.10</td> <td>本工事の工程</td> </tr> </tbody> </table>	工 事 名	工 期	調整事項	曾根サイホン建設その1工事(仮称)	R8.8～R9.10	本工事の工程																			
	工 事 名	工 期	調整事項																							
	曾根サイホン建設その1工事(仮称)	R8.8～R9.10	本工事の工程																							
	騒音・振動等の対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。																									
	本工事周辺の道路、水路、家屋等に近接して施工する場合は、既存施設に損害を与えないよう十分注意して施工しなければならない。 また、工事の施工に際しては、隣接地権者及び関係者とトラブルの生じないように、十分留意して施工するものとする。 なお、受注者の責によるトラブルの生じた場合は、受注者の責任において処理しなければならない。																									
	本工事の隣接農地における営農に支障が出ないように配慮しなければならない。																									
	安全のため第三者の現場内への立入を制限するとともに、必要な箇所には安全施設を設置するものとする。																									
1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。 2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>配置場所</th> <th>交通誘導警備員</th> <th>昼夜別</th> <th>交代要員の有無</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県道75号（左岸工事用道路出入口付近）</td> <td>1人/日</td> <td>昼間</td> <td>無</td> <td>土砂搬入、大型車両通行時</td> </tr> <tr> <td>小野市道6211号（小田橋南詰(左岸)）</td> <td>1人/日</td> <td>昼間</td> <td>無</td> <td>土砂搬入、大型車両通行時</td> </tr> <tr> <td>小野市道6211号（小田橋北詰(右岸)）</td> <td>1人/日</td> <td>昼間</td> <td>無</td> <td>土砂搬入、大型車両通行時</td> </tr> <tr> <td>小野市道6215号（加東市道との接続部）</td> <td>1人/日</td> <td>昼間</td> <td>無</td> <td>土砂搬入、大型車両通行時</td> </tr> </tbody> </table>	配置場所	交通誘導警備員	昼夜別	交代要員の有無	備 考	県道75号（左岸工事用道路出入口付近）	1人/日	昼間	無	土砂搬入、大型車両通行時	小野市道6211号（小田橋南詰(左岸)）	1人/日	昼間	無	土砂搬入、大型車両通行時	小野市道6211号（小田橋北詰(右岸)）	1人/日	昼間	無	土砂搬入、大型車両通行時	小野市道6215号（加東市道との接続部）	1人/日	昼間	無	土砂搬入、大型車両通行時	
配置場所	交通誘導警備員	昼夜別	交代要員の有無	備 考																						
県道75号（左岸工事用道路出入口付近）	1人/日	昼間	無	土砂搬入、大型車両通行時																						
小野市道6211号（小田橋南詰(左岸)）	1人/日	昼間	無	土砂搬入、大型車両通行時																						
小野市道6211号（小田橋北詰(右岸)）	1人/日	昼間	無	土砂搬入、大型車両通行時																						
小野市道6215号（加東市道との接続部）	1人/日	昼間	無	土砂搬入、大型車両通行時																						

項 目	内 容	摘 要
(6) 交通対策	<p>1) 現場への進入は県道75号線からとし、小野市道6211号線の小田橋より西側の集落内、加東市道2312号線の曾根サイホン東側及び安政池方面の大型車の通行は行わないものとする。</p> <p>2) 工事用車両は、工事区域内外の運行に際し、制限速度を遵守しなければならない。</p> <p>3) 工事用車両は、主要資材及び土砂の搬入出等において、車両からの流出、飛散等を防止しなければならない。</p> <p>4) 工事用車両の運行に伴い、一般道路等が損傷し、道路管理者から修復等を求められた場合は、その補修工事を指示することがある。</p> <p>工事現場周辺の一般道路について、工事用車両が頻繁に通行する道路について、事前に路面状況等を記録しておくものとする。なお、受注者の責で道路を破損した場合は原形復旧を行うこととする。ただし、善良な使用にもかかわらず路面等の補修が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。</p>	
(7) 早朝及び夜間作業の禁止	<p>労働災害及び騒音防止の観点から、原則として早朝及び夜間作業を行ってはならない。</p>	
(8) 防塵対策	<p>防塵対策として工事用道路の散水は計画していないが、必要と想定される場合は、監督職員と協議するものとする。</p>	
(9) 関係機関との調整	<p>1) 河川協議 東条川右岸側工事用道路造成について、現在協議中であり、令和8年6月までに同意見込みである。なお、協議に伴い、構造変更が必要となる場合は、監督職員から変更指示を行う場合がある。</p> <p>2) 道路協議 県道75号線、小野市道6321号線に係る協議について、現在協議中であり、令和8年6月までに同意見込みである。 小野市道6211号線の大型車両の進入について、小田橋の通行規制の変更申請を予定しており、令和8年7月までに同意見込みである。 加東市道2312号線に係る協議について、現在協議中であり、令和8年7月までに同意見込みである。</p> <p>3) 法定外公共物等に関する協議 本工事に伴う法定外協議について、現在協議中であり、令和8年6月までに同意見込みである。なお、協議に伴い、構造変更が必要となる場合は、監督職員から変更指示を行う場合がある。</p> <p>4) 地下埋設物・架空線 本工事に伴う地下埋設物及び架空線の移設は予定していない。架空線に関し、防護工が必要な場合は、監督職員と協議を行うものとする。</p>	
4 照査	<p>共通仕様書第1編1-1-3に基づく設計図書の照査を行い、その結果を監督職員に提出するものとする。</p>	
第5章 指定仮設		
1 工事用地等	<p>1) 工事用地等の工事期間中の管理は、受注者の責任において実施しなければならない。</p> <p>2) 工事用道路、資材置場の造成により既設耕地の表面排水に支障をきたすおそれがある場合は、排水管等の設置を行うものとし、契約変更により対応する。</p>	

項 目	内 容	摘 要
2 水替工	<p>本工事では湧水等による水替え工は想定していない。施工に当たり水替工が必要となる場合は、監督職員と協議するものとする。</p>	
3 仮設排水路	<p>左岸工事用進入路仮排水管の規模は、$Q_{max}=1.57m^3/s$以上の通水能力を確保するものとする。また、右岸工事用進入路仮設排水管の規模は、$Q_{max}=7.80m^3/s$以上の通水能力を確保しなければならない。</p> <p>その他工事用道路の造成に伴う仮排水管について、設計図面にに基づき仮設配管を設置し通水を確保するものとする。なお、施工に当たり工事用道路の盛土材により流水を阻害しないよう留意しなければならない。</p>	
第6章 工事用地等		
1 発注者が確保している用地	<p>発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、図面に示すとおりである。</p> <p>工事用地の借地契約については、工事着手までに契約見込みである。</p>	
2 工事用地等の使用	<p>1) 工事用地等については、工事施工に先立ち、監督職員の立会いのうえ用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。</p> <p>2) 受注者は、工事用地等を監督職員の指示に基づき、適切に使用しなければならない。</p>	
3 受注者の裁量による工事用地等	<p>発注者が確保している工事用地以外の用地を受注者の裁量で確保する場合は、受注者の責任において処理するものとする。</p>	
第7章 支給材料		
該当無し		
第8章 工事用電力		
本工事で使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。		
第9章 工事用材料		
1 規格及び品質	<p>本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりである。これによりがたい場合は、同等あるいは同等以上の材料を使用するものとし、監督職員に承諾を得るものとする。</p> <p>1) 石材及び骨材 クラッシュラン C-40 再生クラッシュラン RC-40 スクリーニングス</p> <p>7) その他 土木安定シート（ポリプロピレン系織布 引張強度980N/5cm） 高密度ポリエチレン管（内面平滑管）、同継手材</p> <p>8) 木材 受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合はこれに従うものとし、任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。</p>	
2 見本又は資料提出	<p>1) 主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。</p> <p>なお、これ以外の材料についても自主管理記録を確認する場合があるので、監督職員が指示した場合は、これに応じなければならない。</p>	

項 目	内 容		摘 要														
<p>3 監督職員の検査又は試験</p> <p>第10章 施工</p> <p>1 一般事項</p> <p>(1) 基準点</p> <p>(2) 検測又は確認(施工段階確認)</p> <p>(3) 中間技術検査</p> <p>(4) 既設構造物に対する措置</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>材 料 名</th> <th>提 出 物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石材及び骨材</td> <td>試験成績書、粒度分布表</td> </tr> <tr> <td>管材類</td> <td>カタログ、試験成績書</td> </tr> <tr> <td>その他資材</td> <td>カタログ、試験成績書等</td> </tr> </tbody> </table>	材 料 名	提 出 物	石材及び骨材	試験成績書、粒度分布表	管材類	カタログ、試験成績書	その他資材	カタログ、試験成績書等								
	材 料 名	提 出 物															
	石材及び骨材	試験成績書、粒度分布表															
	管材類	カタログ、試験成績書															
	その他資材	カタログ、試験成績書等															
	<p>次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>材 料 名</th> <th>検査・試験項目</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管 材</td> <td>外観、寸法</td> <td>搬入時抽出検査</td> </tr> <tr> <td>その他主要材料</td> <td>外観、寸法等</td> <td>搬入時抽出検査</td> </tr> </tbody> </table>	材 料 名	検査・試験項目	備 考	管 材	外観、寸法	搬入時抽出検査	その他主要材料	外観、寸法等		搬入時抽出検査					
	材 料 名	検査・試験項目	備 考														
	管 材	外観、寸法	搬入時抽出検査														
	その他主要材料	外観、寸法等	搬入時抽出検査														
	<p>本工事の基準点及び水準点は別添図面に示すとおりであり、詳細については別途監督職員が指示する。</p> <p>なお、基準点等の位置データは測地成果2011に対応したものである。</p>	<p>1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期については、受発注者の協議により変更する場合がある。</p> <p>2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。</p> <p>3) 遠隔確認の実施については、「近畿農政局土木工事共通事項書に記載の工事現場等における遠隔確認について」により決定する。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>確認内容</th> <th>確認時期</th> <th>遠隔確認対象</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定仮設(仮排水管)</td> <td>延長</td> <td>初期施工段階</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定仮設(仮設道路)</td> <td>延長、幅、高さ</td> <td>設置完了時点(左右岸耕地部各1箇所)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工種	確認内容	確認時期	遠隔確認対象	備考	指定仮設(仮排水管)	延長		初期施工段階			指定仮設(仮設道路)	延長、幅、高さ	設置完了時点(左右岸耕地部各1箇所)
工種	確認内容	確認時期	遠隔確認対象	備考													
指定仮設(仮排水管)	延長	初期施工段階															
指定仮設(仮設道路)	延長、幅、高さ	設置完了時点(左右岸耕地部各1箇所)															
<p>1) 発注者から監督職員を通じて、中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。</p> <p>2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。</p> <p>3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命じられた職員(以下「技術検査職員」という。)から提示を求められた場合は従わなければならない。</p> <p>4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。</p> <p>5) 中間技術検査又は修補に要する費用は、受注者の負担とする。</p>	<p>1) 本工事の施工に当たって、既設構造物を取壊し撤去する場合は、構造・寸法について事前に監督職員に報告して確認を受けなければならない。また、原形復旧する構造物については、既設構造物の形状、設置位置(座標による設置位置の記録)を確認し、監督職員に報告するものとする。</p> <p>2) 施工中に設計図書に示していない構造物が発見された場合、必要に応じ、撤去・復旧を指示する場合がある。</p> <p>3) 再利用する構造物がある場合は、慎重に取り扱うものとし、復旧まで現場内で保管するものとする。</p> <p>なお、再利用が困難と判断される場合は、監督職員と協議するものとする。</p>																

項目	内 容	摘 要																					
(5) 設計図書の充足	4) 受注者は、本工事の施工時に再利用が可能な資材、有価物を確認した場合は、監督職員と協議するものとする。 本仕様書及び設計図書等に明記なき事項であっても、構造上及び機能上当然具備すべきものについては、監督職員に報告しこれを充足するものとする。																						
2 再生資源等の利用	受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 材 名</th> <th>規 格</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生クラッシュラン</td> <td>RC-40</td> <td>使用箇所：舗設材</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、舗装材に使用する場合等には「舗装再生便覧」（（公社）日本道路協会発行）等を遵守する。</p>	資 材 名	規 格	備 考	再生クラッシュラン	RC-40	使用箇所：舗設材																
資 材 名	規 格	備 考																					
再生クラッシュラン	RC-40	使用箇所：舗設材																					
3 建設資材廃棄物等の搬出	本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 また、搬出量の確認方法については、施工計画書に記載するとともに監督職員に報告しなければならない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設資材廃棄物</th> <th>処理施設名</th> <th>住 所</th> <th>受入時間</th> <th>事業区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木くず（竹） （幹、枝、葉）</td> <td>大栄環境(株)</td> <td>兵庫県三木市吉祥寺132-8</td> <td>8：00～ 17:00</td> <td>中間処理施設</td> </tr> </tbody> </table>	建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分	木くず（竹） （幹、枝、葉）	大栄環境(株)	兵庫県三木市吉祥寺132-8	8：00～ 17:00	中間処理施設												
建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分																			
木くず（竹） （幹、枝、葉）	大栄環境(株)	兵庫県三木市吉祥寺132-8	8：00～ 17:00	中間処理施設																			
4 特定建設資材の分別解体等	本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 程</th> <th>作業内容</th> <th>分別解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①仮設</td> <td>仮設工事 ■有 □無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>②土工</td> <td>土工事 □有 ■無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>③基礎</td> <td>基礎工事 □有 ■無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>④本体構造</td> <td>本体構造の工事 □有 ■無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>⑤本体付属品</td> <td>本体付属品の工事 □有 ■無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>⑥その他 ()</td> <td>その他の工事 □有 ■無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table>	工 程	作業内容	分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	②土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
工 程	作業内容	分別解体等の方法																					
①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																					
②土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																					
③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																					
④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																					
⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																					
⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																					
5 土工 (1) 伐開工	伐開区分は伐開Ⅰとし、伐開範囲は図面に示す範囲とする。																						
(2) 準備測量	1) 耕地部において資材置場、工事用道路予定範囲について、現地盤の高さを10mメッシュの頻度で計測するものとし、計測した箇所は座標にて管理し、計測結果を監督職員に報告するものとする、なお、田面において、営農上の凹凸がある場																						

項 目	内 容	摘 要
<p>(3) 掘削</p> <p>(4) 盛土</p> <p>(5) 砂利舗装</p>	<p>合は、概ね平均的な個所で計測するものとする。</p> <p>2) 表土剥箇所においては、基盤土の高さについても、計測し監督職員に報告するものとする。</p> <p>1) 土木シート 掘削範囲は、掘削後、盛土範囲は盛土前に図面に示す範囲に土木シートを敷設するものとし、別工事において資材置場等の復旧工事の際の土木シート撤去時に山砂等が耕地に飛散し、営農に支障を与えることのないよう、山砂の下面にはスクリーニングスを敷均すものとする。</p> <p>2) 表土剥 耕地の表土の剥ぎ取り厚さは、20cm程度とし、表土の仮置きに当たっては、他の土砂が混入しないようにしなければならない。 なお、表土の剥ぎ取りに先立ち監督職員、地権者等の立会を得て、表土の厚さの確認を行い、その結果を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>3) 掘 削 ①掘削土は、関連工事において復旧時の埋戻し及び盛土に流用する予定であり、掘削場所毎に集積するものとする。なお、埋戻し材として流用出来ないと判断される場合は監督職員と協議するものとする。 ②掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。 ③法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。</p> <p>1) 路床 路床盛土は一層の仕上り厚が20cm以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った機種種の締固め機械で最大乾燥密度85%以上となるよう締固めを行わなければならない。</p> <p>2) 路肩盛土等 路肩部分及び構造物隣接箇所等の盛土は、一層の仕上り厚が30cm以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った小型締固め機械で十分に締固めを行わなければならない。</p> <p>工事用道路及びヤード造成に伴う砂利舗装範囲は、舗設材を敷均し、施工条件に合った機種種の締固め機械により舗装面仕上げを行うものとする。</p>	
<p>第11章 施工管理</p>		
<p>1 主任技術者等の資格</p>	<p>主任技術者又は監理技術者の資格は入札公告によるものとする。</p>	
<p>2 工程管理</p>	<p>受注者は工事施工中において、計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じるおそれがある場合は、原因を究明するとともに対策案を速やかに監督職員へ報告しなければならない。</p>	
<p>第12章 条件変更の補足説明</p>	<p>本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。</p> <p>1) 土 質 2) 転石の出現 3) 湧水及び地下水の噴出 4) 予想できなかった騒音及び交通規制</p>	

項 目	内 容	摘 要
<p>第13章 公共事業 関係調査に 対する調査</p>	<p>5) 第三者による事業の妨害 6) 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現 7) 関係機関との協議 8) その他監督職員が認めた事項</p> <p>本工事が発注者の実施する公共事業関係の各種調査の対象となった場合、受注者はその実施に対し必要な協力を行わなければならない。 なお、調査対象工種及び調査要領等については、監督職員が別途指示するものとする。</p>	
<p>第14章 その他 1 電子納品</p>	<p>工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-39に基づき作成し、次のものを提出しなければならない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事完成図書の電子媒体（CD-RまたはDVD-R） 正副2部 	
<p>2 週休2日による施工</p>	<p>(1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ①対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含めない。 ②現場閉所とは、現場事務所等での作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 ③降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p> <p>(3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。 ①受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ②受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。 なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ⑤報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。</p> <p>(4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を</p>	

項目	内容	摘要															
<p>3 1日未満で完了する作業の積算</p> <p>第15章 定めなき事項</p>	<p>行う場合には、受注者は協力するものとする。</p> <p>(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共有仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。</p> <p>①補正係数</p> <table border="1" data-bbox="414 403 1292 672"> <thead> <tr> <th></th> <th>週単位の週休2日</th> <th>月単位の週休2日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場閉所率</td> <td>現場閉所1週間に2日以上</td> <td>現場閉所率28.5%（8日/28日）以上</td> </tr> <tr> <td>労務費</td> <td>1.02</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費（率分）</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>現場管理費（率分）</td> <td>1.06</td> <td>1.05</td> </tr> </tbody> </table> <p>②補正方法</p> <p>当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、上記①に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日補正を達成できない場合は、補正を行わず減額変更する。</p> <p>また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令順守等」において、点数10点を減ずるものとする。</p> <p>1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。 本項目に関する積算基準は、 URL: https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-116.pdf を参照。</p> <p>2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。</p> <p>3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p>4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p>5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。</p> <p>この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>		週単位の週休2日	月単位の週休2日	現場閉所率	現場閉所1週間に2日以上	現場閉所率28.5%（8日/28日）以上	労務費	1.02	1.02	共通仮設費（率分）	1.05	1.04	現場管理費（率分）	1.06	1.05	
	週単位の週休2日	月単位の週休2日															
現場閉所率	現場閉所1週間に2日以上	現場閉所率28.5%（8日/28日）以上															
労務費	1.02	1.02															
共通仮設費（率分）	1.05	1.04															
現場管理費（率分）	1.06	1.05															